

<夫婦関係調整調停（円満）>

1 概要

夫婦関係が円満でなくなった場合に，元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として，家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では，当事者双方から事情を聞き，夫婦関係が円満でなくなった原因はどこにあるのか，その原因を各当事者がどのように努力して正すようにすれば夫婦関係が改善していくか等，解決案を提示したり，解決のために必要な助言をする形で進められます。

なお，この調停手続は離婚したほうがよいかどうか迷っている場合にも，利用することができます。

2 申立人(申立てができる人)

夫
妻

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし，相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており，管轄合意書を提出していただいたときには，その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は，次のとおりです。

（相手方の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く），亀岡市，船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市，京丹後市，与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市，綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については，裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・１２００円分	
②	連絡用の郵便切手・・・８０円切手×１０枚 １０円切手×１０枚	
③	申立書１通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※２	
④	夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） ※３	

※１ ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※２ 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※３ ３か月以内に発行されたものを提出してください。

５ その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 ６０６－０８０１

京都市左京区下鴨宮河町１番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 ０７５－７２２－７２１１（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）